

TERRACE沼田における飲料自動販売機及び自動証明写真機設置に係るサウンディング型市場調査実施要領

1 調査の概要

沼田市では、庁舎等複合施設「TERRACE沼田」において、施設利用者が利用する飲料自動販売機及び自動証明写真機（以下「自販機等」という。）の設置業者の公募を予定しています。設置場所を選定するにあたり、施設利用者の利便性増進を図るため民間事業者の皆様から、自販機等の設置場所の提案を頂き、市場性や実現性などを把握する「サウンディング型市場調査」を実施します。

2 対話の実施（アイデア及びノウハウ保護のため、対話は個別に行います。）

- (1) 日時 令和元年5月21日（火）～31日（金）（土日を除く）
9時から17時まで（12時から13時までを除く）の間
- (2) 場所 沼田市役所会議室
- (3) 時間 対話60分～90分
（対話時間の中に市からの事業説明、現地調査の時間を含みます。）
- (4) 対象者 事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ

3 対象建物の情報

| | |
|-------|--|
| 所在地 | 沼田市下之町888番地 |
| 建物等概要 | ●構造等 S造7階+PH 24, 103㎡ ●入居施設等 市庁舎、トレーニングプラザ、子ども広場、ラジオ局、ハローワーク、商工会議所、社会福祉協議会、飲食店等 |

4 サウンディングの対象者

サウンディングに参加することができるのは、実施主体となる意向を有する法人または法人のグループとします。

5 サウンディングでの対話内容

- (1) 自販機等を設置する場所・台数・自販機の種類・使用面積・年間使用料等
- (2) 施設利用者への利便増進のための提案（必須ではありません。）
（例）飲料自販機における災害時無料提供する災害時対応機種の設定等。提案された内容は、今後の自販機等公募の検討に活用させていただきますが、公募実施を必ずしも約束するものではありません。
- (3) その他
その他、特長的な事項について

6 スケジュール

| | | |
|---|-----------|-------------------|
| 1 | 実施要領公表 | 4月16日(火) |
| 2 | 対話参加受付 | 4月16日(火)～5月24日(金) |
| 3 | 対話の実施 | 5月21日(火)～5月31日(金) |
| 4 | 必要に応じ追加対話 | 6月中旬まで(予定) |
| 5 | 対話結果公表 | 6月中旬(予定) |

7 対話参加受付

参加を希望する場合は、ウェブページ掲載のエントリーシートに必要事項を記入の上、対話希望日5日前の午後5時15分までに問合せ先Eメールアドレス宛に「サウンディング参加申込」のタイトルで送付してください。エントリーシートにご記入いただいた希望日を調整して、市から対話日程をご連絡します。

資料の作成は必須ではありませんが、説明のために用意する場合は市提出分として5部ご準備ください。

8 対話結果公表

- (1) サウンディングの実施結果は公表します。(6月中旬を予定)
- (2) 公表にあたっては、各事業者の有する創意工夫・ノウハウを保護するため、あらかじめ公開する内容を確認します。
- (3) 事業者の名称は公表対象としません。

9 留意事項

- (1) サウンディング参加に関する全ての書類作成および提出に係る費用は、参加者の負担とします。
- (2) 資料を提出された場合、その著作権は作成者に帰属しますが、返却はいたしません。
- (3) 提出資料を事業立案以外の目的で使用したり外部に情報を漏らすことはありません。
- (4) 対話にあたって知り得た情報を許可なく第三者に伝えることを禁止します。
- (5) 当該施設に関する公募プロポーザルが実施される際には、対話に不参加でも参加することは可能です。また、サウンディング型市場調査への参加実績が優位性を持つものではありませんが、提案内容が公募条件等に反映される可能性がありますので、奮ってご参加ください。

10 参加除外要件

本要領公表の日から5月31日までの間において、次の要件のいずれかに該当する者は、本市場調査に参加することができません。

- (1) 沼田市指名競争入札参加資格業者指名停止基準(平成3年4月1日制定)に基づく指名停止、又は沼田市建設工事等暴力団対策措置要綱(平成19年6月1日

- 制定)に基づく指名除外を受けている者
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
 - (3) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者、又は本事業の提案書提出日の前6か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した者
 - (4) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者
 - (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者
 - (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者
 - (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
 - (9) 応募資格申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
 - (10) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

11 問い合わせ先

〒378-8501

群馬県沼田市西倉内町780番地

沼田市役所総務部財政課FM推進係

TEL: 0278-23-2111 (代表) 内線 3263

FAX: 0278-24-5179

Eメール: kanzai@city.numata.gunma.jp